

第1章：めざすべき庁舎像

1 総合庁舎整備の理念

本区は、「葛飾区基本計画（H25～34年度）」の理念「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現するために、計画期間中、特に重要度が高い事業について、「11の重要なプロジェクト」として位置づけて、取り組んでいます。「新たな総合庁舎の整備」も、その一つです。

総合庁舎の整備にあたっては、現在の総合庁舎の持つ課題を抜本的に解消して、誰もが快適に利用できる総合庁舎、災害時の司令塔となる総合庁舎の整備をめざします。また、地方分権の進行、少子高齢化の更なる進行、ＩＣＴの進展などの社会状況の変化により区役所の役割や業務内容も変化していくものと考えられますが、そのような変化に柔軟に対応してニーズに合わせた施設利用が可能な、長期間の利用ができる総合庁舎をめざします。

新たな総合庁舎の整備は、「安心・安全を支える おもてなしサービスの拠点」を理念に取り組んでいきます。

総合庁舎の整備

基本計画の理念実現の拠点

現在の総合庁舎の抱える課題の解決

誰もが快適に利用できる総合庁舎

災害時の司令塔としての機能確保

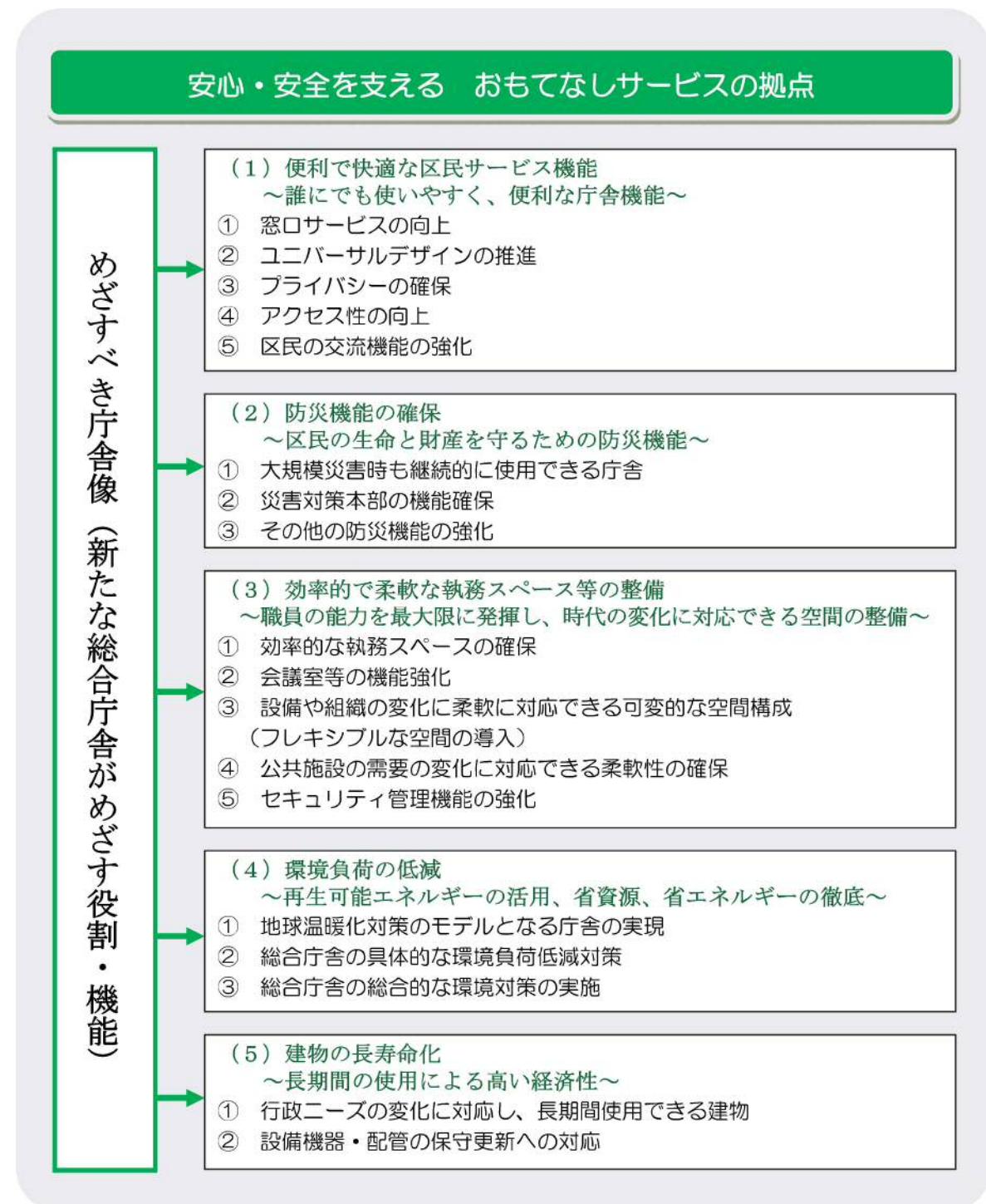
社会状況の変化に柔軟に対応できる総合庁舎

新たな総合庁舎整備の理念

安心・安全を支える
おもてなしサービスの拠点

2 めざすべき庁舎像

序章にまとめた現在の総合庁舎の抱える課題とこれまでの調査、検討の内容や「葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえて、新たな総合庁舎がめざす役割・機能を以下に整理します。



(1) 便利で快適な区民サービス機能

～誰にでも使いやすく、便利な庁舎機能～

新たな総合庁舎は、区民にとって便利で快適なサービスを受けることができる機能を持った施設をめざします。

窓口サービスの機能を強化するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、誰にでもわかりやすく、使いやすい庁舎としていきます。また、相談内容に応じてプライバシーに配慮できるようにすることや、自家用車や自転車を利用する来庁者に適切な規模の駐車場・駐輪場を整備していきます。更に、新たな総合庁舎は区民の新たな交流を育む場としても期待されることから、多目的に活用できる空間として、行政サービスの役割と調和する交流機能の強化を図ります。

① 窓口サービスの向上

ア) 窓口整備のコンセプト

本区では、これまでも、区民へのおもてなしとサービス提供のスピードアップを図り、区民満足度を高めるための窓口整備を推進してきました。

その結果、窓口利用者に行ったアンケート調査では、満足度の向上といった結果を得ることができました。

新たな総合庁舎では、これまでの窓口整備の取組みを踏まえつつ、「誰もがわかりやすく、快適に、迅速なサービスが受けられる窓口」をコンセプトに、「構造的な分かりづらさ」や「待合いスペース等の不足」という現在の総合庁舎が抱える課題を解消し、ソフト面とハード面の両面から窓口整備をしていきます。

現在の総合庁舎の福祉総合窓口



現在の総合庁舎の子育て総合窓口



新たな総合庁舎における窓口整備のコンセプト

誰もが 「わかりやすく」 「快適に」 「迅速な」 サービスを受けられる窓口

イ) 整備方針

a) フロアマネージャーサービスの充実 ～誰にでも分かりやすい案内をめざして～

本区では、来庁者の利用の多い窓口には、来庁者への案内を行うフロアマネージャーを導入し、窓口利用者の要件を聴き取り、適切な窓口を案内し、手続きや書類等について説明をするなどの窓口整備を進めており、利用者から好評を得ています。

しかし、「案内をするスペースが通路上となるため、窓口利用の方と通路を利用する方の判別がつかない。」「もっと声をかけやすいスペースがあると良い。」「通路が狭いので通行の方の邪魔になることがある。」「複数の窓口を利用する方への案内が十分にできるようにフロアマネージャー間の連携を強化する必要がある。」などの問題が挙げられています。

新たな総合庁舎では、現在の総合庁舎でのフロアマネージャーによる案内を充実するため、現在の総合庁舎での課題である空間、動線の整理と、窓口間のフロアマネージャーの連携強化を図ります。具体的には、窓口と通路部分を区分し、快適に案内できるスペースを確保していきます。

また、来庁者の利用の多い事務に関し、フロアマネージャーに対する総合的な研修教育を行う体制づくりに取り組み、総合窓口の機能を強化して更なる区民サービスの向上をめざしていきます。

町田市役所の案内窓口



b) 利便性の向上 ~誰にでも快適な窓口をめざして~

引越し、結婚、入園入学などで必要となる区役所での手続きができるだけ1か所ででき、書類への記入負担等を少なくすることを目標に、窓口整備を進めます。ＩＣＴの活用等により、総合庁舎で取り扱う事務を可能な限り増やしていくとともに、出先機関での窓口サービスの向上策も検討します。また、ローカウンター、車椅子利用者対応、プライバシーに配慮した相談ブース、キッズスペースの確保、外国人への対応、複数の窓口に用事のある来庁者への窓口連携による負担軽減、繁忙期の臨時窓口設置など、ソフト面とハード面からの工夫により、誰にでも快適な窓口を整備します。



総合案内と窓口のイメージ

c) 迅速性の向上 ~スピーディなサービスが受けられる窓口をめざして~

窓口利用者を待たせないスピーディな対応を目指し、窓口整備を進めます。利用者の多い窓口を総合案内に近いわかりやすい位置に配置し、複数窓口利用者の動線に配慮した部署配置を行うなど、ロビーのレイアウトや動線を工夫します。

また、利用者が集中する場合の受付窓口増設や、利便性と費用対効果を十分に検討した情報システムの導入を図ります。

一方で、ＩＣＴの活用により、自宅でできる手続きを拡充することや、区民事務所においても、本庁舎とのｗｅｂカメラ等のネットワークにより、身近でできる手続きや相談のシステムを研究・導入していきます。

d) 窓口配置の空間構成 ～わかりやすく、快適に、迅速な窓口サービスを進めるために～

多くの自治体では、来庁者の利用の多い戸籍住民関係、税務関係、福祉関係などを低層階の1フロアあるいは2フロアに配置しています。

本区においても、新たな総合庁舎では、来庁者の利用の多い窓口を、可能な限り2フロアまでの低層階に集約するとともに、来庁者が利用しやすいように分野別の総合窓口を中心に配置することで、個々の窓口でのワンストップ化を進めています。

来庁者の利用の多い窓口を1フロアに集約した
立川市役所の例



来庁者の利用の多い窓口を2フロアに集約した
町田市役所の例



◆ 「窓口サービスの向上」のまとめ

新たな総合庁舎における窓口整備のコンセプト

誰もが「わかりやすく」「快適に」「迅速な」サービスを受けられる窓口



a) フロアマネージャーサービスの充実

- ・ 窓口部分と通路部分を区分
- ・ 快適に案内できるスペースを確保
- ・ 窓口間の連携に対応するための総合的な研修教育

b) 利便性の向上

- ・ ライフイベント等に伴う手続きのワンストップ化
- ・ 総合庁舎窓口での取扱いサービスの拡充
- ・ ユニバーサルデザインの窓口整備
- ・ 繁忙期での適切な臨時窓口の設置
- ・ 複数の窓口利用者に対する窓口連携

c) 迅速性の向上

- ・ 利用者の多い窓口や複数窓口利用の動向を踏まえたレイアウトや動線計画
- ・ 利用者の需要に応じた窓口増設
- ・ 情報システムの導入によるスピーディな窓口サービス

d) 窓口配置の空間構成

- ・ 低層階 2 フロアまでの窓口集約
- ・ 分野別総合窓口の配置
- ・ 個々の窓口でのワンストップ化の推進

◆ 新たな総合庁舎での窓口整備のイメージ

【新たな総合窓口（低層階に集約配置）】

来
庁
者



総合案内
フロアマネージャー
・ 庁舎全体の案内
・ 分野別窓口案内

【その他の窓口】
総務、地域振興、環境、教育等

戸籍住民課窓口

※ライフイベントを中心に事務の
集約化を図る

来庁する方の「目的」に着目した分野
別総合窓口

一例一

- ・ 子育て世代
- ・ 高齢者支援、介護相談
- ・ 税・保険料納付など

② ユニバーサルデザインの推進

本区では、これまで、平成19年度に策定した「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」に沿って、区有施設等の整備を行い「心ふれあう住みよいまち かつしか」の実現に取り組んできました。新たな総合庁舎においても、誰にでも公平でわかりやすく、安全、快適に利用できるユニバーサルデザインによる整備をめざします。

a) 施 設

高齢の方や障害のある方を含むすべての人が、快適・円滑に活用できるように新たな総合庁舎のバリアフリーの整備を進めています。

- ・車椅子で利用しやすいエレベーター
- ・オストメイト対応トイレ（多機能型トイレ）、幼児トイレ、ベビーベッド、手すりなどの設置
- ・授乳施設の配置
- ・障害者用駐車場等



車椅子で利用しやすい環境



多機能型トイレ



授乳室



床面の案内表示



手話通訳



フロアマネージャーの案内

b) 動 線

総合庁舎内のバリアフリー動線を確保するとともに、必要な情報を年齢、心身の状況や言語の違いなどに関係なく入手できるよう、複数の手段により、わかりやすい情報提供に努めます。

- ・絵文字（ピクトグラム）や外国語併記による案内表示
- ・点字や音声案内による案内表示
- ・子供や老人に見やすい床面の案内表示
- ・視覚障害者誘導ブロック
- ・窓口やフロアの色分け等

c) 窓 口

区民サービスの向上に努め、利用しやすい区役所づくりを進めます。

- ・手話通訳による対応
- ・外国語対応のできる体制
- ・ローカウンターなどユニバーサルデザイン仕様のカウンターを設置等



d) 声かけ

ユニバーサルデザインを進めていくうえで最も大切なのは、区民一人ひとりが、高齢者の方や障害のある方、子ども連れ、子ども等、多様な人々がそれぞれ抱える困難さを理解することであり、困ったときはひと声かけあい、お互い助け合えるような環境をつくるなどの「心のバリアフリー」を推進することであることから、そのための取組みを進めます。

- ・総合案内やフロアマネージャー等の「人による案内」の充実
- ・待合スペース、通路、執務スペース等全体の見通しの確保等



③プライバシーの確保

相談ブースは、ローカウンターと間仕切りの併用等により、相談者のプライバシーに配慮した、安心して相談できる窓口とします。

フロア単位またはゾーン単位に必要な個室空間を整備し、相談のために来庁された方のプライバシーを確保します。



整備にあたっては、圧迫感を与えないような採光等の工夫をする一方で、相談内容が漏れないように遮音性にも配慮します。

また、執務スペースにおけるプライバシーの確保に対しては、個人情報が表示されるパソコン画面が事務室外から見えない位置となるように位置や角度に工夫した空間整備を行います。同時に、個人情報に係る書類を複写するコピー機の位置やファクシミリの設置場所についても外部からの視線を遮断するよう配慮します。

④アクセス性の向上

総合庁舎は、区民が便利に利用できる交通環境が重要であり、道路網や鉄道・バス交通の状況を踏まえて、区内各所から便利に来庁できるような各種標識・標示などの案内を整備します。特に、高齢社会の進行を踏まえ、車椅子などで来庁される区民が最寄りの駅やバス停から総合庁舎まで安全に移動できるバリアフリー動線を整備します。

庁舎の内部では、目的の窓口等にわかりやすく便利に到達できるように、窓口を配置するとともに、建物内の通行動線を整備します。

鉄道・バス・タクシーなどの公共交通を利用して来庁する方の利便性を確保するために、必要なダイヤの見直しやバス路線の見直しを各公共交通事業者に要請し、総合庁舎へのアクセス性のさらなる向上をめざします。



⑤区民の交流機能の強化

総合庁舎は、区民の交流を育み、地域活動等の区民活動を支援していく場としての役割も期待されています。実際に、現在の総合庁舎のエントランスは、繁忙期の臨時窓口や期日前投票での利用の他、各種展示や特産品紹介など多目的に使われています。



他自治体での総合庁舎では、エントランスの一角を利用して住民の文化活動の展示発表、福祉団体と連携した福祉ショップ、関係団体と連携した特産品紹介などのスペースや区民協働スペースを設けるなど、多目的に活用できる空間を整備しています。本区の新たな総合庁舎にあたっては、総合窓口・ロビーと調和する交流機能の強化を図ります。



(2) 防災機能の確保

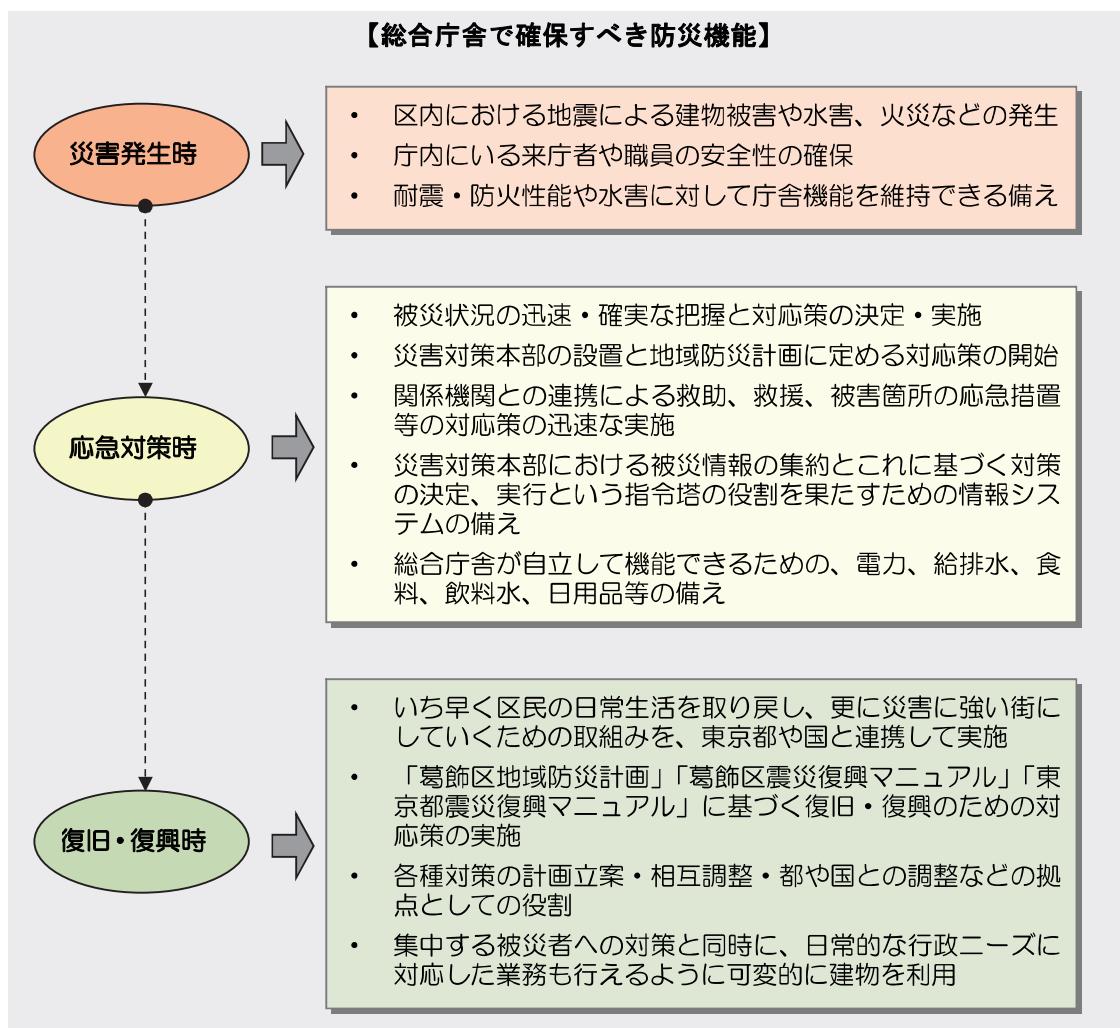
～区民の生命と財産を守るための防災機能～

大きな地震や洪水、火災等の災害が発生した時には、「葛飾区地域防災計画」に定める対応を迅速かつ確実に実施していくため総合庁舎に災害対策本部を設置し、応急・復旧・復興活動を推進していきます。このうち、首都直下地震については、国の中防災会議や東京都防災会議の検討によれば、本区にも大きな被害をもたらすことが予測されています。

このような状況において、総合庁舎は災害対策活動の司令塔としての役割を十分に果たせるものであることが必要です。

特に、災害発生時に総合庁舎と避難所や防災関係機関等とのネットワークが機能し続けることができるよう連絡体制を強化することが必要です。

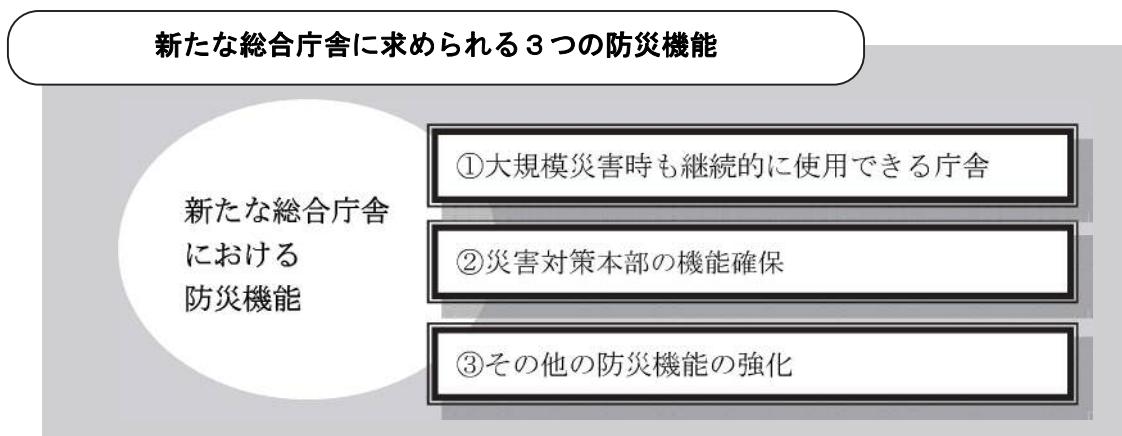
また、区民サービスの拠点として、応急対策時から復旧・復興時には応急・復旧活動だけでなく、平常時の行政活動を継続できることも必要です。



新たな総合庁舎に求められる防災機能は、まず、災害が発生した際に災害対策活動及び必要な行政サービスの継続を支える「①大規模災害時も継続的に使用できる庁舎」です。次に、災害対策活動の司令塔となる「②災害対策本部の機能確保」です。

更に、他の一般の公共施設と同様に「③その他の防災機能の強化」として、防災備蓄、帰宅困難者対策、庁舎の安全性の確保も必要です。

したがって、新たな総合庁舎においては、上の3つの視点からの機能確保を図ります。



① 大規模災害時も継続的に使用できる庁舎

新たな総合庁舎は、大規模な災害が発生した直後から災害対策本部としての役割を果たし、その後も平常的な行政活動を継続して果たすことが必要です。そこで、新たな総合庁舎は地震・水害などの大規模な災害があっても被害を最小限にとどめ、継続して使用し続けられるように整備します。

ア) 地震災害への対応

官庁施設の耐震安全性等については、国において「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき基準が定められています（「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年建設省告示第2379号））。さらに、これに基づいて、地震災害及び二次被害に対する安全性に関する基本的事項が「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月）」に定められています。

災害対策本部を設置する新たな総合庁舎の耐震安全性については、これらの国の基準を踏まえて、機能確保を図っていきます。

◆ 耐震安全性の目標

部位	部類	耐震安全性の目標	新庁舎の対応
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	
建築 非構造 部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、または危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	
建築 設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られるとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている	

(「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年3月」抜粋)

a) 構造体の耐震安全性確保

上記の表の目標を達成するために、大地震動時の変形を制限するとともに、耐力の割り増し（1.5倍）を行うほか、地震動時における液状化等の発生により建築物等の保有すべき性能が損なわれると判断した場合には、適切な措置を講じます。

b) 建築非構造部材の耐震安全性確保

施設の外部及び活動拠点室、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵または使用する室等における建築非構造部材については、大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえで、または、危険物管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保をめざします。

c) 建築設備の耐震安全性確保

上記の表の目標を達成するために、設備機能についての信頼性の向上を図ります。また、不測の事態により、必要な設備機能が発揮できない場合を想定し、代替手段にも配慮します。

イ) 水害への対応

洪水による浸水を予測した「葛飾区荒川洪水ハザードマップ」による想定浸水水位は、立石駅北口地区は3～4m、現現在の総合庁舎敷地は2～3m、青戸平和公園は1.5～2m（一部2～3m）であり、新たな総合庁舎の災害対策本部機能への影響が最小限になるように水害対策を行います。

※「葛飾区荒川洪水ハザードマップ」とは、荒川流域での大雨（200年に1回程度発生する規模）による荒川下流域の堤防が決壊した想定で作成した浸水想定区域図をもとに作成したものです。

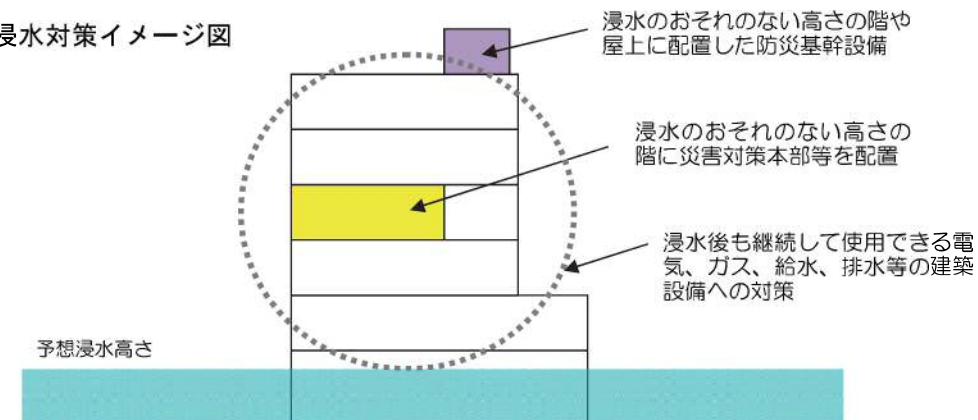
a) 浸水対策

災害対策本部及び関連諸室は浸水のおそれのない高さの階に配置します。

同時に、中央監視盤、受変電設備、自家発電設備、コンピューター、サーバー等の防災基幹設備等は、浸水のおそれのない高さの階または屋上に設置します。

新たな総合庁舎の整備を検討する候補地はいずれも1.5m以上の浸水の可能性があることから、電気、ガス、給水、排水等の建築設備は、浸水後も継続して使用できるように対策を講じます。

◆浸水対策イメージ図



b) 孤立対策

浸水の長期化等により地上での移動ができない場合の孤立対策を講じます。

- (i) 貯水（耐震貯水槽）、電気（自家発電設備）、排水設備（緊急排水貯留槽）を一定期間分（※）確保します。
- (ii) 一定期間分（※）の食料等を保管できる備蓄倉庫を庁舎の浸水のおそれのない高さの場所に設置します。
- (iii) 資器材、物資、人員等を新たな総合庁舎に空輸するために、ヘリポートまたはホバリングスペースを設置します。

※ 一定期間分：現在、3日以上分として想定しています。これは、国の中央防災会議が2005年9月にまとめた「首都直下地震対策大綱」でライフラインの復旧目標が示されており、備蓄については「国、地方公共団体は、各家庭において最低限3日分の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を促進する」とされていることによります。なお、今後、国や東京都の計画で備蓄量の目標が変更になれば、それに合わせた計画としていきます。

② 災害対策本部の機能確保

大規模災害が発生したときに区内各地の被災状況等を迅速に把握し、的確に対策を指示するために、適切な災害対策本部機能を確保します。

ア) 災害対策本部の組織を前提にした諸室スペースの整備

現在の総合庁舎では、大規模災害が発生した時に災害対策本部機能を迅速に果たしていくための関連諸室が分散して配置され、スペースが不足しています。そこで、新たな総合庁舎では、葛飾区地域防災計画による位置づけや近年の庁舎整備事例を踏まえ、被災時の迅速、的確な対応を確保するために、災害対策本部及び関連諸室を以下の方針で整備します。



災害対策本部のイメージ

- ・ 災害対策本部は、指令情報センター、危機管理部門と一体的な配置を行い、災害時の迅速かつ的確な対応を指示していくことができるようとする。
- ・ 上記の諸室に隣接し、緊密な連携が可能な場所に、区長関連諸室、事務局ワークスペース、総務・危機管理部門諸室や会議室を配置する。
- ・ 災害対策本部は、指令情報センター、区長関連諸室、事務局ワークスペース、総務・危機管理部門諸室を同一フロアに配置する。
- ・ 災害時には消防、警察、自衛隊等の機関との連携が必要になり、通常時の会議室を利用していくものとし、災害対策本部に近接する場所に通常の会議室を配置する。

イ) 災害情報システムの導入

現在の総合庁舎では災害情報システムの強化を図っていますが、新たな総合庁舎においても、災害情報を迅速かつ正確に災害対策本部へ伝達し、的確な応急対策の決定に資することができるよう、災害情報システムを導入します。



指令情報センターのイメージ

◆災害情報システムの例示

分類	情報の内容の例示	災害情報システムの例示
災害情報の収集・管理	被災状況／応急、復旧状況	●被害状況や応急・復旧状況を迅速かつ確実に収集・管理していくシステムで、災害対策本部での対策立案への反映や、都・国への支援要請に活用していく。
災害情報の発信	緊急地震情報／洪水警報／気象警報／各種避難情報 救援情報／被害情報／安否情報／ライフライン情報／救護医療情報／ボランティア受入れ／救援物資受入れ	●災害の危険性がある時や被災した時に、区民にその情報を発信していくためのシステム ●被災後の救助、応急活動のために、都・消防・警察・病院・その他防災関係施設との通信手段と、区民に被災状況を発信していくシステム ●被災後の安否情報やライフラインの被害・復旧状況、救護所や病院の情報、ボランティアセンターの情報などを、区民や全国に発信していくシステム

③ その他の防災機能の強化

新たな総合庁舎は大規模な災害に対して、公共施設としての一般的な防災機能を有し被災後の応急活動に備える必要があります。

そこで、防災備蓄スペース確保、帰宅困難者対策、庁舎内の安全性の確保のための対策を講じていきます。

ア) 防災備蓄

大規模な災害が発生した後の救助活動や応急活動のために職員用の3日分の食料、飲料水、生活必需品を備蓄するスペースを確保します。

また、防災資器材については、葛飾区地域防災計画を踏まえ、区内各所での配置計画との整合を図り、新たな総合庁舎内に備蓄すべき資器材の備蓄スペースを確保します。

イ) 帰宅困難者対策

京成立石駅周辺では大規模な災害が発生した時には帰宅困難者の発生が予想されます。立石駅の駅勢圏内に取り残される帰宅困難者数を、東日本大震災での実態から想定し、必要な避難スペースを確保します。

ウ) 庁舎内の安全性の確保

大地震時に、庁舎内で執務する職員や来庁者の生命を守り、安全性を確保するためには、庁舎内の室内諸設備においても、落下や転倒の防止など十分な安全対策を講じる必要があります。例えば次のような対策を講じます。

- 天井の落下防止対策（直天井化、天井と壁とのクリアランス確保など）
- 照明、空調機器の落下防止策（天井固定、壁固定など）
- キャビネット、ロッカー等の転倒防止（床固定、壁固定など）
- パソコン等のOA機器の固定（ベルト・ワイヤー・ゲル等の防災グッズ利用など）
- コピー機など重量のあるものは固定・滑り止め対策を実施

(3) 効率的で柔軟な執務スペース等の整備

～職員の能力を最大限に發揮し、時代の変化に対応できる空間の整備～

将来の社会状況や設備機器の変化等に対応して、総合庁舎の果たすべき役割や事務量も急速に変化していくことが予想されることから、新たな総合庁舎はこのような変化に適切に対処していく必要があります。そこで、将来の需要に応じて柔軟に対応できる建物にするとともに、効率的な執務が行える総合庁舎をめざします。

① 効率的な執務スペースの確保

各フロアでは、ICTを活用した事務処理を中心としながらも、職員同士のコミュニケーションがとりやすく、見通しが良いオープンな執務環境を基本に整備します。また、庁舎内の動線と執務スペースを合理的に配置します。収納面では、倉庫のほか、壁面収納やカウンターと一緒にとなった収納、共有の書庫の整備、効率的な収納管理が行えるような工夫を施していきます。



青梅市役所



長岡市役所

② 会議室等の機能強化

日常的に必要となる打ち合わせスペースを確保するために、各フロアに会議室や打ち合わせベースを配置します。

配置にあたっては、複数の会議室を結合させて大会議室として利用したり、会議室や打ち合わせベースを一時的に発生する繁忙期の大型作業スペースとして利用できる配置とするなど、多目的な利用を可能とした整備を行います。

また、利用目的に合わせて情報システムなどの使用が可能となる設備や会議室の利用状況をリアルタイムに把握することができるシステムの導入など、会議室や打ち合わせベースを効率的に利用することが可能となる設備機能を導入します。

③ 設備や組織の変化に柔軟に対応できる可変的な空間構成（フレキシブルな空間の導入）

執務室等は、フリーアクセスフロアなど今後更に進展が見込まれるICT化に対応できるように整備します。

組織変更や将来の事務移管の拡大に備えて、床や天井の設備機器（照明器具、空調吹出口等）などに、移設や増設にフレキシブルに対応できる設備を導入します。



④ 公共施設の需要の変化に対応できる柔軟性の確保

少子高齢化の進展やＩＣＴの進展に加えて、公共施設の再編整備などにより、今後、公共施設は、機能・規模・配置等の見直しが必要になります。新たな総合庁舎も、こうした見直しに柔軟に対応できるように、利用動線やセキュリティシステムなどのゾーニングを計画し、他の目的にも転用しやすい施設として整備します。

ICT を活用した執務スペースのイメージ



⑤ セキュリティ管理機能の強化

開庁時間の延長や区民の休日利用等を踏まえて、執務スペースと通路は区民ならびに職員の動線に配慮して配置するとともに、区民の安全と行政文書や電子化された情報のセキュリティを確保するため、適切な防犯・管理体制と設備・機器システムを導入します。

(4) 環境負荷の低減

～再生可能エネルギーの活用、省資源、省エネルギーの徹底～

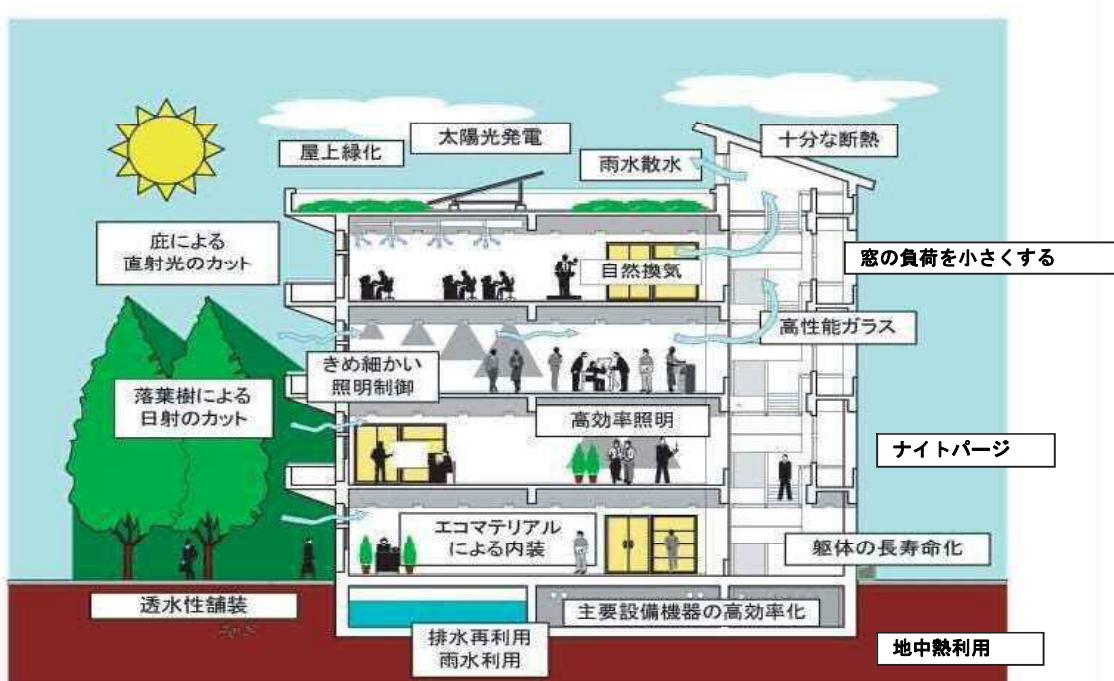
平成22年3月に策定した「葛飾区環境配慮指針」に基づき、「計画・設計」、「施工」、「管理・運営」の各段階において、エネルギー使用の合理化や資源の適正利用、自然環境・生活環境の保全を図るとともに、緑化、有害物質対策、環境負荷の少ない製品の使用等、直接または間接的な環境負荷ができるかぎり低減し、周辺環境や景観との調和、生態系などに配慮した整備を進めます。

① 地球温暖化対策のモデルとなる庁舎の実現

建築物の計画から、建設・運用・廃棄にいたるまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、本区における地球温暖化対策のモデルとなる総合庁舎を整備します。

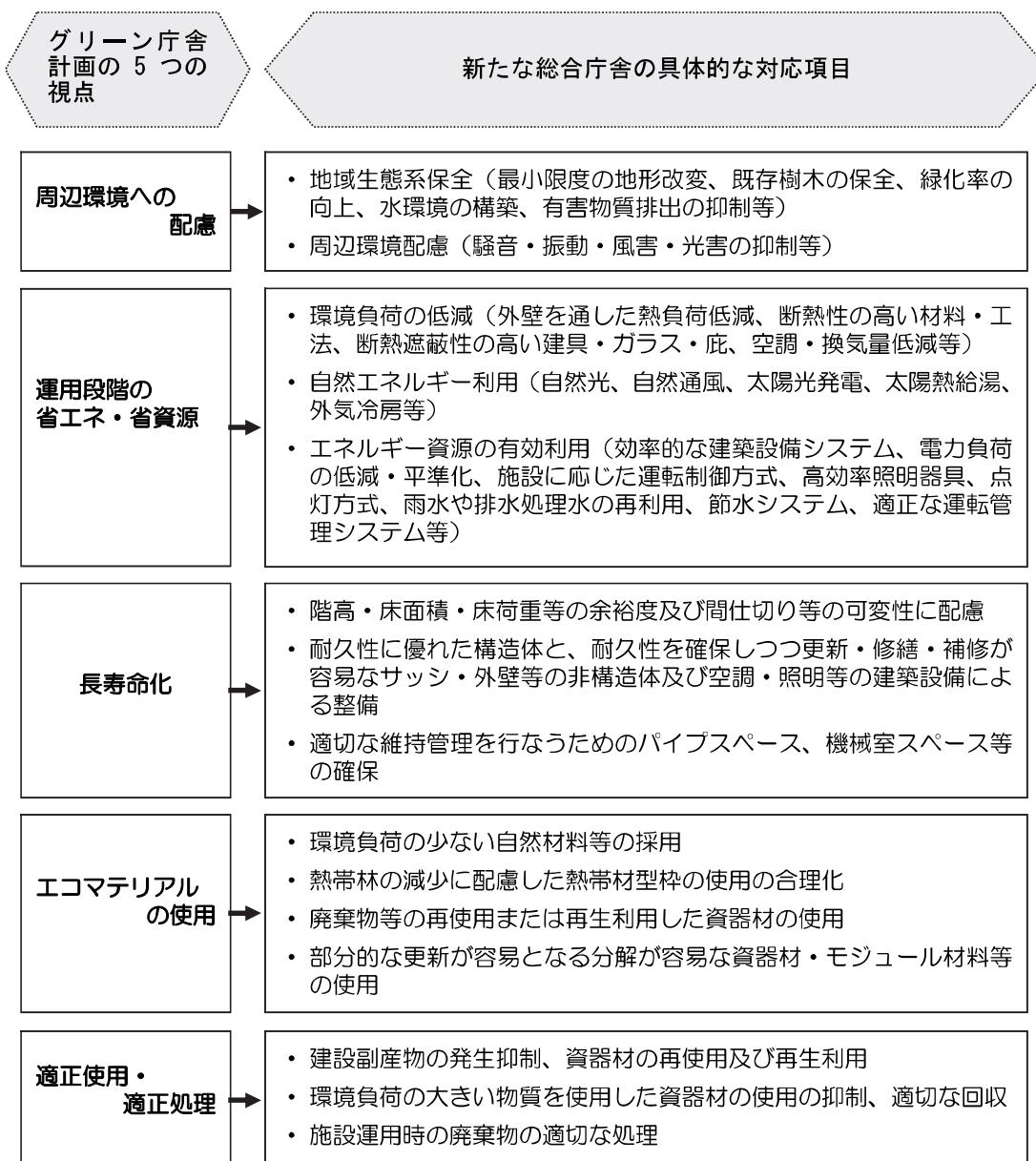
国土交通省では、環境保全対策の手本となる官庁施設として「グリーン庁舎」の整備を推進しています。新たな総合庁舎ではこの「グリーン庁舎」の考え方を踏まえて、主要機器の高効率化、高断熱化、照明制御、緑化の推進、再生可能エネルギーの利用、雨水利用、搬送動力の削減等に取り組みます。このような省資源・省エネルギー性能の高い建物・設備機器を整備することにより、区民ならびに区内施設に向けた省資源・省エネルギーの普及啓発のモデル施設をめざします。

◆グリーン庁舎のイメージ（国土交通省HPを一部加工）



② 総合庁舎の具体的な環境負荷低減対策

グリーン庁舎として整備する新たな総合庁舎では、周辺環境への配慮、運用段階の省エネ・省資源、長寿命化、エコマテリアルの使用、適正使用・適正処理など5つの視点に立って計画指針を策定し、整備を行います。環境負荷の低減に関して新たな総合庁舎で対応していく具体的な対応項目を以下に整理します。



③ 総合庁舎の総合的な環境対策の実施

新たな総合庁舎の環境対策を総合的に行っていくために、環境性能をC A S B E E（建築環境総合性能評価システム）により客観的に評価します。

評価は、「Sランク（素晴らしい）」から、「Aランク（大変良い）」「B+ランク（良い）」「B−ランク（やや劣る）」「Cランク（劣る）」という5段階で行われます。

近年の公共公益施設の建築においては、「Sランク」をめざした整備が多くなっています。

新たな総合庁舎は、建物のみならず周辺環境にも配慮した総合的な環境対策を行い、本区における先導的モデルとなるように、C A S B E E（建築環境総合性能評価システム）による最も高い評価である「Sランク」を目標として整備内容を検討していきます。

◆C A S B E E（建築環境総合性能評価システム）による評価項目

区分		評価項目	
Q 環境品質	室内環境	音環境	騒音、遮音、吸音
		温熱環境	室温抑制、湿度制御、空調方式
		光・視環境	直光利用、グレア対策、照度、照明制御
		空気質環境	発生源対策、換気、運用管理
	サービス性能	機能性	機能性・使いやすさ、心理性・快適性、維持管理
		耐用性・信頼性	耐震・免震、部品・部材の耐用年数、信頼性
		対応性・更新性	空間のゆとり、荷重のゆとり、設備の更新性
	室外環境 (敷地内)	生物環境の保全と創造	
		まちなみ・景観への配慮	
		地域性・アメニティへの配慮	地域性への配慮、快適性の向上、敷地内温熱環境の向上
L 環境負荷	エネルギー	建物の熱負荷抑制	
		自然エネルギー利用	自然エネルギーの直接利用、自然エネルギーの変換利用
		設備システムの高効率化	
		効率的運用	モニタリング、運用管理体制
	資源・マテリアル	水資源保護	節水、雨水利用・雑排水等の利用
		非再生性資源の使用量削減	材料使用量の削減、既存建築躯体等の継続使用、躯体材料におけるリサイクル材の使用、非構造材料におけるリサイクル材の使用、持続可能な森林から産出された木材、部材の再利用可能性向上への取組み
		汚染物質含有材料の使用回避	有害物質を含まない材料の使用、フロン・ハロンの回避
	敷地外環境	地球温暖化への配慮	
		地球環境への配慮	大気汚染防止、温熱環境悪化の改善、地域インフラへの負荷抑制
		周辺環境への配慮	騒音・振動・悪臭の防止、風害・砂塵・日照阻害の抑制、光害の抑制

(5) 建物の長寿命化

～長期間の使用による高い経済性～

新たな総合庁舎は、竣工から未来まで長期間の使用に耐えることが求められます。建物等の社会資本を長寿命化していくことは、経済性の問題だけではなく、資源の有効活用と省エネルギーという視点からも重要です。新たな総合庁舎で長期的耐用性を確保するために、強度の高いコンクリートを使用するなど、耐久性を高め、長寿命化を図ります。また、将来の行政ニーズの変化による諸施設の配置変更や老朽化による設備機器・配管の更新など、建築物が様々な状況の変化に柔軟に対応できるように整備します。

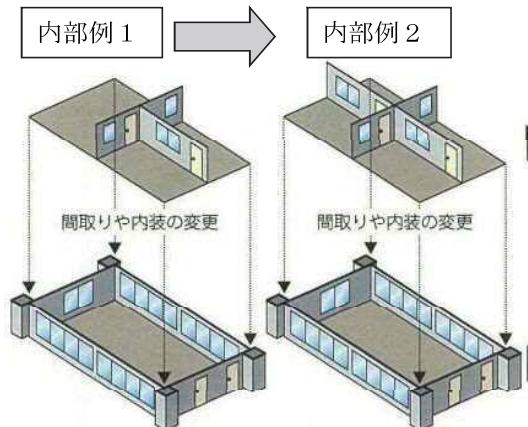
① 行政ニーズの変化に対応し、長期間使用できる建物

ア) スケルトン・インフィル

建物の躯体（スケルトン）と内装・設備（インフィル）を分離した工法を用いることで、間取りや内装の変更、耐用年数の短い設備機器の更新についても、躯体を損なうことなく交換が行えます。

将来の行政ニーズの変化にも柔軟に対応し、長寿命化を図るため、スケルトン・インフィルの導入をめざします。

◆スケルトン・インフィルのイメージ



イ) 躯体の性能強化

躯体は、長期間使用できる建築物とするため、高強度コンクリートの採用や中性化対策等により、長寿命で高品質な性能を確保します。

② 設備機器・配管の保守更新への対応

総合庁舎の長寿命化を図るために、比較的耐用年数が短い設備機器の保守や更新が容易に行えるように、メンテナンススペースや機器の搬出入ルートを確保します。技術革新の著しい情報通信設備に関しては、将来の配管等の増設用スペースを確保するとともに、重荷重の情報通信機器、OA機器の設置場所を設定して区域の積載荷重を割増する等の検討を行います。

◆総合庁舎の耐久性を高める手法例

検討すべき項目	主な効果
スケルトン・インフィルの構築	スケルトン・インフィルを明快に構築することで、更新性、可変性の高い長寿命な建物が計画できます。
ゆとりのある設備シャフトの設置	メンテナンスがしやすくなるとともに将来の設備の増設に対応しやすくなります。
機器更新に配慮した機械室の配置	機器更新のための搬出入スペース、搬出入ルートを確保することで、建物の他の部分を改修することなく更新できます。
積載荷重を割増した区域の設定	積載荷重を割増した区域を設定することで将来の重荷重物の設置に対応しやすくなります。
バルコニーの設置	外壁やガラスの雨がかりの汚れの付着を減らせるとともに、無足場の外装保守が可能となります。
高品質なコンクリートの採用等	JASS5 に規定されている Fc30 以上のコンクリート強度を採用して計画供用期間 100 年をめざします。 単位水量の少ないコンクリートを採用してひび割れを減らすとともに、鉄筋のかぶり厚さを標準より割増して中性化による劣化を遅らせることができます。
プレキャスト部材の採用	工場生産による高品質なコンクリート躯体や外壁等を築造できます。
保守性の高い外装材の採用	建物の挙動に伴う変形等に追従して変形、剥落せず、経年劣化の少ない外装材を採用することで補修、更新を少なくできます。
金属の防錆処理	鉄骨は十分な錆び止め塗装や溶融亜鉛めっき処理を行うことで腐食を防止できます。 外部のステンレス材も塗装を行うことでもらい錆や電食を防止できます。
乾式間仕切壁の採用	間仕切壁を乾式工法にすることで現場での作業が容易で撤去、新設工事がしやすくなります。
汎用性の高い内装材の採用	特注品ではなく規格品、標準品の内装材を採用することで補修、更新がしやすくなります。
家具・什器等の規格の統一	寸法、仕様等の規格を統一することでレイアウト変更に対応しやすく長期間使用できます。
汎用性の高い設備機器等の採用	製品の供給期間、保守対応期間が長く、メーカー間の互換性があるので部品交換や機器交換が長期間行いやすくなります。 規格品、標準品の配管、配線、ダクト類を採用することで補修、更新がしやすくなります。